

労働協約の解釈を巡る労働組合への介入に対して団体交渉申し入れ

7月31日、人事部勤労課石原担当課長から「新幹線関西地方本部大阪仕業検査車両所分会の『掲示』と、大阪交番検査車両所分会の『掲示』に、苦情処理会議の内容に関する記述があった。苦情処理会議は非公開というルールに則って行っている。地方を指導すること、ホームページの対処をすること」との通告があった。さらに上記の分会『掲示』は、組合に具体的説明がなく一方的に撤去された。これらのことは労働組合への支配介入である。

今年2月17日にも同様の内容での介入があった。その際JR東海労は、掲示内容を確認した上で「公開にはあたらない」との見解を明らかにした。しかし「苦情処理会議の非公開」について会社の解釈と対立したため、申25号（2012年2月17日付）において団体交渉の開催を申し入れたが、会社は団体交渉の開催を拒否した。

JR東海労は労働協約の解釈を巡る支配介入について、団体交渉を申し入れた。

**掲示物を一方的に剥がした
挙げ句に「地方を指導しろ、
HPの対処をせよ」とは、
労働組合への支配介入だ！**